

○国立大学法人筑波技術大学産業技術学部長，保健科学部長，共生社会創成学部長及び障害者高等教育研究支援センター長選考規程

〔平成17年10月3日〕  
規程第40号

改正 令和7年3月28日規程第28号

国立大学法人筑波技術大学産業技術学部長，保健科学部長，共生社会創成学部長及び障害者高等教育研究支援センター長選考規程

(趣旨)

第1条 国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第13条第3項及び第14条第2項の規定に基づき，産業技術学部長，保健科学部長，共生社会創成学部長及び障害者高等教育研究支援センター長（以下「学部長等」という。）の選考及び任期については，この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 学部長等の選考は，学長が行う。

(選考の時期)

第3条 学長は，次の各号のいずれかに該当する場合に学部長等の選考を行う。

- (1) 学部長等の任期が満了するとき。
- (2) 学部長等が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長等が欠員となったとき。

(学部長等の資格)

第4条 学部長等の資格は，次の各号のとおりとする。

- (1) 産業技術学部長は，産業技術学部の教授であること。
- (2) 保健科学部長は，保健科学部の教授であること。
- (3) 共生社会創成学部長は，共生社会創成学部の教授であること。
- (4) 障害者高等教育研究支援センター長（以下「センター長」という。）は，障害者高等教育研究支援センターの教授であること。

(学部長等候補者の推薦)

第5条 学長は，学部長等を選考するに当たり，学部等に，学部長等となるべき候補者（以下「候補者」という。）2人以上の推薦を求めることができる。

2 推薦を求められた学部等は，それぞれにおいて合意された方法により選出された候補者2人以上を学長に推薦する。

(学部長等の任期)

第6条 学部長等の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2 学部長等が任期満了前に辞任し，又は欠員となった場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(この規程の実施及び解釈)

第7条 この規程の実施及び解釈につき疑義があるときは，学長が決定する。

(事務)

第8条 産業技術学部長及びセンター長の選考に係る事務は聴覚障害系支援課，保健科学部長及び共生社会創成学部長の選考に係る事務は視覚障害系支援課が行う。

附 則

- 1 この規程は，平成17年10月3日から施行し，同年10月1日から適用する。
- 2 この規程の施行後，最初に選考される学部長等は，第5条の規定にかかわらず，学長が選考し，その任期は，第6条の規定にかかわらず，平成17年10月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は，平成23年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この規程は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後，最初に選考される共生社会創成学部長は，改正後の国立大学法人筑波技術大学産業技術学部長，保健科学部長，共生社会創成学部長及び障害者高等教育研究支援センター長選考規程（以下「学部長等選考規程」という。）第5条の規定にかかわらず，学長が選考し，その任期は，学部長等選考規程第6条の規定にかかわらず，令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。